

資 料 提 供
令和8年7月31日
課 名 健康危機管理課
担当者 草薙
電 話 082-513-3030
内 線 3050

「令和8年熊本地震に係る災害義援金」の募金箱設置について

1 趣 旨

令和8年熊本地震により被害を受けた被災者の生活再建の一助として、日本赤十字社が7月31日から受付ける義援金について、広く県民の皆様に協力していただける契機として、次のとおり募金箱を設置する。

2 設置期間

令和8年7月31日（金）～当面の間

※準備が整った場所から随時設置する。

3 場 所

県庁本館及び総務事務所・支所 計9か所

設置場所	住 所
県庁本館 ふれあいコーナー	広島市中区基町 10-52
西部総務事務所	広島市中区基町 10-52
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3-25
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13-10
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目 1-1
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町 26-12
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目 6-1
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目 4-1

4 義援金の取扱い

協力いただいた義援金は、日本赤十字社、被災自治体を通じ、被災者へ配分される。

5 その他

領収書が必要な場合や、税法上の寄附金としての処理を希望する方には、日本赤十字社に直接口座振込をお願いすることとする。